

平成 28 年度 臨時理事会議事録

- ◇ 期 日 平成 28 年 11 月 27 日（日） 14:30～16:30
- ◇ 場 所 (株)開発工営社会議室
- ◇ 出席数 理事 26 名の内、出席 20 名、欠席 6 名
- ◇ 議 事

1. 理事長の決定方法について

<これまでの経緯>

- ・ 平成 26 年から理事長選出に係る規約改正について検討しているが、今回、高嶋理事長逝去に伴う理事長選出を控え更なる検討を行うこととなった。
- ・ 平成 26 年度の理事会では、理事長の選出にあたり現行規約によれば理事長指名理事が理事会の構成人数の過半数を超えていることから、理論上は理事長が恣意的に理事を指名することにより理事長の交代が困難となることや、その職に長期間在職したりすることが可能となり適切な選出方法ではないことから、1 年を目処に検討委員会で検討を行い、理事会、評議員会に諮ることになった。
- ・ これに対する答申として、各委員会の委員長は理事長指名理事となっていることを理事会の選任とすることとした。しかし、更なる検討が必要とされた。

<今回の改定案（たたき台）>

- ・ 今回の改定案（たたき台）について小泉副理事長より資料を基に説明があった。
- ・ 理事長指名理事の数が支部選出理事の数を上回っていることから、理事長の交替が困難になるとの指摘があったため、理事長指名理事を廃止し、各委員会から理事候補を推薦してもらう案をたたき台として提案する。

<この改定案に対する理事からの意見>

- ・ 各委員会の委員長はもともと理事長指名理事であり、これまでと同じである。理事長は 10 支部理事から選出する方法が良い。
- ・ 評議員は支部チーム数に応じた人数を選んでいる（1 支部 4 チーム当たりにつき 1 名）のに対して、支部選出理事はこのような選出方法になっていないことなど、他にも整理しなければならないこともあることから、全体的な検討が必要である。
- ・ 支部選出理事と理事長指名理事の改選時期が違っていることも問題がある。ただし、全員が同じ任期で変わると業務が上手くできないことが懸念される。
- ・ 問題が整理されていないことから、最初からやり直すことが必要である。ただし、短期では出来ない可能性があり、やり方を考えなくてはならない。
- ・ 理事長を支部選出理事 10 名から互選するのは、現行の規約（理事長は理事の互選による）からすると無理がある。
- ・ 理事長は、支部と委員会選出理事からでない理事を選ぶ必要がある。北海道協会の理事長としての業務は、各支部長、各委員長との兼務はできない。
- ・ 規約を誰にでもわかるようにする必要があるのではないか。
- ・ 今回の改定案は、一番の適任者を選ぶという意味で正しい方法である。
- ・ 支部選出理事と理事長指名理事の改選時期が違うのは業務執行上大切である。

- ・ たたき台では各委員会における委員の選び方と理事の推薦方法が明確になっていない
- ・ 評議員会が採決する力を大きくするなど、評議員会を大事にすることもやっていかなければならない。
- ・ 支部長会議を開催して検討することも必要である。
- ・ 支部選出理事 10 名で理事長を決めて理事長が各委員長を決めるのが最適ではないか。
- ・ 理事長については、支部選出理事 10 名で決めることについては、問題ないと思うが、有能な人材の活用という観点からは、規約第 7 条の「理事長は理事会の互選によって定める。」の互選に推薦、立候補を加えることにしてはどうか（評議委員会と関東協会の承認が必要）。
- ・ 支部選出理事と理事長指名理事の任期は同一とする方向で考える。
- ・ このままで理事長指名理事と支部選出理事で理事長を決める。

<結論>

- ・ 本日の議論については、小泉副理事長が以下の方向で取りまとめていくことを出席理事に確認を取って理事会を終了した。
 1. 理事長については、支部選出理事 10 名によって、互選若しくは、推薦、立候補を受けて選出する（規約の改正）。
 2. 選出された理事長は、それ以外の理事を指名し、理事会、評議員会の承認を得る。
 3. 支部選出理事と理事長指名理事の任期を合せる（今回の理事長指名理事の任期は 1 年となる）。
 4. 4 月理事会、評議員会で承認あり次第、関東協会へ規約改正の建議を行う。承認後、新理事長を選任し、新理事長は理事長指名理事を指名する。

以上